

事務連絡  
令和元年6月28日

国土交通省 総合政策局環境政策課 御中

環境省自然環境局  
野生生物課

### 東京港におけるヒアリの確認状況について（情報提供）

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」）に基づき特定外来生物に指定されているヒアリについては、平成29年6月に国内で初めて確認されて以降、現在までに14都道府県で39事例が確認されており、わが国への侵入及び定着が懸念されています。

上記事例のうち、国内への移入経路が確認されたものの多くが、中国を出港又は経由したコンテナに由来するものであることから、貴省庁が監督する輸入品及びその輸送運搬に関わる業界団体等に対し、ヒアリ生息地（中国、台湾等）を出港するコンテナ内にヒアリが侵入する危険性を低減する等のため、令和元年5月10日付け環自野発第1905101号のとおり周知を依頼したところです。

今般、令和元年6月18日に公表した東京港での確認事例においては、これまでに例のなかった稲わら様の物体に付着してヒアリが確認され、また作業員が手を刺されるという事態が生じました。事実関係とともに注意点をお知らせしますので、周知願います。

### 記

#### 1. 東京港における確認状況について

- ・今回確認されたヒアリは、コンテナヤード内に落ちていた稲わら様の物体（稲わらが針金で束ねられたもの）に数十匹が付着している状態で発見されたものです。
- ・稲わらは現在、動物検疫及び植物検疫上の制限から、実質中国からのみ輸入が可能ですが、その際はそれぞれの規定に則り、輸出国で加熱消毒等の処理が必要であり、また、輸入港で所定の検査を経ることとなっています。
- ・今回確認された稲わら様の物体は、その汚損状態から直近に製品として輸入された可能性は低いと推察されます。

以上のことから、どのような経緯で付着・混入が生じたのか、断定することはできませんが、稲わらを取り扱うことがある場合にはご留意願います。

## 2. 作業時の安全確保について

### <ヒアリに刺されないための対策例>

- ・長袖や厚手のゴム手袋を着用する
- ・長靴を履く（長靴に虫除けスプレーを塗布するとより安全）、又はヒル避けの足袋で足首などを包み、その上から靴を履く
- ・ヒアリの採集が必要な場合は、ハンディ掃除機を使用するなど、極力素手での作業を避ける

### <ヒアリに刺された場合の対処例>

- ・体調に変化がなくても、刺された部位を冷やしながら、20分～30分程度は安静にし、誰かが様子を見られる状況に置く
- ・アレルギー体質が疑われる人は、じんましんが現れることがあるので、異常を感じ場合にはすぐに医療機関を受診する
- ・呼吸困難・血圧低下・意識障害などが現れたら、救急車を呼ぶなどして速やかに医療機関を受診する（「アリの刺されたこと」「アナフィラキシーショックの可能性があること」を伝える）
- ・軽微な皮膚症状のみの場合は、虫刺され用ステロイド入り軟膏などを塗る（化膿などを予防するため）

以上

問合せ：

環境省自然環境局野生生物課

外来生物対策室 担当：深谷

TEL：03-5521-8344 MAIL：gairai@env.go.jp